

改正高年齢者雇用安定法セミナー

改正高年齢者雇用安定法・改正から1年経った今！

～具体的な事例と問題点について～

受講料
無料

少子高齢化の急速な進展に伴い、高年齢者が少なくとも年金受給開始年齢までは意欲と能力に応じて働き続けられる環境の整備を目的として、改正高年齢者雇用安定法が平成25年4月1日より施行されました。当セミナーでは、施行から約1年が経過し、今回の法改正の再確認と企業における事例を交えつつ、そこから見えてきた問題点について解説いたします。

また、セミナー終了後は、個別相談会を開催しますので、是非この機会にご利用ください。

■日 時 平成26年1月15日（水）14：00～16：00

■会 場 高槻商工会議所 3F会議室（〒569-0078 高槻市大手町3-46）

■定 員 40名（経営者、人事・総務担当者等、1社2名まで先着順）

※社会保険労務士等、当所が社会保険・労務管理の専門家と認める方は受講をご遠慮願います。

■講 師 高田 崇一 氏（特定社会保険労務士・人事コンサルタント）

オフィスT&D Faith経営労務事務所 所長

社員研修、調査等行政対応、サービス残業対策・メンタルヘルス問題
対応、解雇・賃金退職金等の人事労務に関する分野を得意とする



■個別相談 16：00～17：00【事前予約制】1社30分間（先着4社）

※相談員は講師とは別のスタッフになります。

主 催 高槻商工会議所（幹事） TEL：072-675-0484 FAX：072-675-3466

茨木商工会議所 TEL：072-622-6631 FAX：072-622-6632

協 力 大阪府、北大阪地域労働ネットワーク

◆◆◆◆◆ 下記受講申込書にご記入の上、FAXにてお申込みください ◆◆◆◆◆

改正高年齢者雇用安定法セミナー

【受講申込書】

FAX：072-675-3466

事業所名		業種		会員・一般
(役職) 受講者名			TEL	
(役職) 受講者名			FAX	
個別相談（どちらかに○をご記入ください）	希望する ・ 希望しない			

※ご記入いただいた個人情報本セミナー実施の目的にのみ利用いたします。